

第 13 回滋賀県首長会議の概要

1. 日 時 令和元年 10 月 8 日（火）14 時～17 時
2. 場 所 湖南広域消防局 北消防署（守山市コミュニティ防災センター）
3. 出席者 知事、各市町長（草津市長、多賀町長欠席）
4. 概 要

報告事項（1） ラウンドアバウトの設置の進め方について

【知事報告概要】

- ラウンドアバウトの適用条件は、国土交通省において、警察庁との協議・調整等を経て、平成 26 年に取りまとめられており、県および市町に周知されている。
- 県内では、守山市、米原市の市道で導入されている他、現在 14 カ所でラウンドアバウトを検討中であり、県が整備している内池バイパスにおいて、来年度供用予定の箇所がある。
- 今後の整備方針としては、県内外の先進事例から得られるノウハウや経験を、他の自治体とも共有しながら、推進に努めていきたいと考えている。

報告事項（2） 車道および歩道における自転車運転の考え方について

【知事報告概要】

- 自転車運転の考え方としては、「道路交通法」第 63 条の 4 に、自転車は原則車道を走行することが規定されている。ただし、例外として、①道路標識表示により通行できるとされている場合、②3 歳未満の幼児・児童、70 歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者が運転する場合、③道路工事等のため車道の左側端の通行が困難なとき、④著しく自動車等の交通量が多く、車道幅が狭いため追い越しをしようとする自動車等の接触事故の危険がある場合は、自転車が歩道を通行することができるとされている。

報告事項（3） 信号機の設置基準について

【知事報告概要】

- 信号機の設置に関しては、道路交通法第 4 条第 1 項に根拠規定があり、都道府県公安委員会は道路における危険防止、交通の安全と円滑、また道路交通に起因する障害の防止のため、必要があると認めるときは、信号機または道路標識等を設置・管理して交通整理等の交通規制ができることとされている。
- 県公安委員会は、平成 27 年 12 月に警察庁から発出された「信号機設置の指針」に基づいて、信号機の設置や撤去を検討しているとのことであり、設置にあたっては、必要条件 5 項目のいずれにも該当するとともに、択一条件 4 項目のいずれかに該当することが条件とされているとのことである。

【市町長発言概要】

- 最近、幹線道路となる県道の開通にあたり、4 車線道路に 2 車線道路が接続する交差点の信号機が、市内の別の信号機を撤去していないから、設置されないという話があった。
- 幹線道路を整備するにあたり、信号が必要な箇所がある場合に、各市町は全て県へお願いに上がらないといけないのか。要望により設置する信号機は、知事が今御説明頂いたようなことが

あるのかもしれないが、幹線道路の整備を一緒になって国へ要望し、県も同じ立場で助力していただくべきにも関わらず、そういうことが出てくるのはなぜか。

- 信号機については、県内で千件を超える要望があると聞いているが、設置されず皆さん困っている。
- 公安委員会が、信号機の設置には別の場所での撤去が必要というから、苦勞して市内で1カ所撤去することにして、駅前に持ってきたところ。駅前に持ってくることができたということは、そこは設置の可能性がある場所だった。
- 皆さんが待っておられるのに信号機が設置されないのは、基準により設置の必要がないからか、それとも別の根拠があるのか。
- この件は、11月1日の県市行政会議でさらに議論させていただく。
- 信号機予算の仕組がよく分からない。幹線道路が供用開始となると、信号機の予算も増加すると思うが、そういう連動がなされていないのではないか。

【知事発言概要】

- 信号機設置については、基本は指針に基づき公安委員会が判断するものだが、例えば幹線道路を整備したときや、交通量が変わったときに、御要望にどう応えていくかについては、我々も一緒に考えていかないといけない。警察ともよく協議していきたい。

テーマ（１） 外国人材受け入れと多文化共生の推進について

【湖南市長提案概要】

- 今年４月１日には改正「入管法」が施行され、新たな在留資格「特定技能」が創設されたところ。国は、人手不足が生じている業種での人材確保を目指しているが、外国人労働者が地域社会で生活する際の支援策の多くは、自治体に委ねられている。
- 特定技能１号は家族を帯同することができないが、特定技能２号に移行すると、本国から家族を呼び寄せることが可能となる。当初は労働力としてのみ認識されてきた外国人住民の多くは、いつの間にか生活者となることが予想される。
- 県内では、特に南米系外国人が在留資格定住者または永住者としてすでに多数居住し、県内市町ではこれら住民との共生に厳しい対応を余儀なくされてきたが、これからは東南アジア系をはじめ多国籍化することで、さらに様々な課題に対応しなければならないことが予想される。
- 外国人との共生施策のさらなる展開には、通訳や日本語教室指導者、各種ボランティアなどの人材が必要であるが、現在も非常に不足しており、そこに需要がさらに増大することで、制度があっても支える人材がないという事態の可能性も否定できない。
- 本国の送り出し機関が訪日外国人労働者に借金を負わせた上で来日させたり、国内では劣悪な環境での過酷な労働を課したりというような悪質な事例も報告されており、人権上重大な問題の顕在化に加え、日本の評判の低下にもつながりかねない。
- 外国人材の受入と多文化共生社会の実現を図るための施策について、県や市町の状況や、これまで各市町で先進的に取り組まれた事例、今後想定される課題、施策に関する情報をこの場で共有し、住民サービスの向上に資するとともに、国に対して施策の充実を求めるための参考としたい。

【知事提案概要】

- 県内の外国人は、一時期 23,000 人台まで減っていたが、昨年末時点で 29,263 人、前年よりも 2,730 人増加しているところ。国籍別では、ブラジル、中国、台湾、韓国、朝鮮が上位で、外国人全体の 62% を占めているが、近年、ベトナム、インドネシア等が急増している。
- 特にニーズが高まっているベトナム語、インドネシア語は、通訳の確保が困難な状況で、対応に困るケースが増えており、４月１日から滋賀県国際協会に設置した外国人相談センターでは、ベトナム語、インドネシア語相談員を配置し、多言語での相談対応の充実を図っている。
- 多言語対応としては、多言語対応可能なタブレット端末等の配備支援を、医療機関に対して行っている。
- 外国人児童生徒への日本語指導については、公立小中学校における自動翻訳機の導入や、母語での通話が可能な支援員の配置等の支援をしている。
- 企業向けの相談窓口として、外国人材受入サポートセンターを新たに設置し、行政書士等の専門アドバイザーによる訪問相談や、出張相談会等を実施している。一方労働者への支援としては、外国人介護職員対象の集合研修等も支援し、介護技能の向上を図っている。
- 現在、滋賀県では「多文化共生推進プラン」の改定に向けて検討懇話会を設置しながら議論をしているところであり、基本目標として、「滋賀県で暮らす日本人、外国人、すべての県民が、地域社会の一員として対等な関係に立ち、相互に人権と個性を尊重しながら、多様性を生かして活躍できる多文化共生の地域社会を目指す」という案を示しているところである。

- 「日本人、外国人、すべての県民が地域社会の一員として対等な関係に立ち」は、言葉で言うのは簡単だが、権利義務の関係等の議論を惹起する大変重要な問題であり、こういった点も含め、皆さま方がお持ちの課題等を共有させていただきたい。

【市町長発言概要】

- この問題を突き詰めると、一つは日本語教育の問題であり、当市の国際協会の話では、県が日本語教室への協力について検討を始めるとのことでありがたい。日本語を学ぶことが、これからの共生社会の基本となると思う。
- もう一つの問題は、医療通訳であり、単に言葉だけ分かって、意図がよく分からないことがある。個々の病院や市町で、医療専門通訳を養成するのは難しい。
- 外国での生活経験からいうと、現実として外国人には、権利義務や言葉の問題、そして外国人ゆえに耐え忍ばなければいけないところがある。こうしたことに目を背けることはできないわけであり、プランで「対等な関係に立ち」と書くと立派には見えるが、現時点では、ここで理念を述べても仕方ないと思う。
- 外国人労働者を雇うときに、通訳の準備や住居の手配のような一定の責任を企業に課しているのか。もしそうでなければ、きちんと整備しないとイケないだろうし、求めていかないとイケない。
- 多国籍化が進んでいるが、全ての言語を各市町で対応するのは限界がある。県「しが外国人相談センター」と市町との連携が重要であり、テレビ電話や出張相談により、県の相談員が市町の窓口と柔軟に連携できる体制をつくる必要がある。
- 初等教育を義務的なものとして「全ての者に対して無償のものとする」と定めた国際人権規約を日本も批准している。当市も転入者には、「小中学生がいたら学校に行ってください」と助言しているが、今後外国人が増加すると、東京都のように不就学児も出てくると思うので、しっかり対応していかなければいけない。
- 現場の通訳職員からの意見では、外国人からは日本の福祉に関する問い合わせが多いが、翻訳が市町で少しずつ異なるところが課題となっており、統一された翻訳基準があれば大変助かると思う。
- 町内にポルトガル語圏の方々が入る学園があるが、5年間は認可外保育所として保育料の無償化対象になっているものの、5年後に認可保育園としての基準を満たすのは難しいだろうと思う。住所が当町内にあるが、町外から通園する子どもがほとんどであり、当町のみで支援事業を実施するのは難しいので、他の市町と連携しながら、子どもたちの保育環境を守ることができるよう、今から関係を持っていきたい。
- 日本語教育は、当町でも国際交流協会を中心に実施しているが、財政的な理由で1事業あたり100円ずつ保護者に御負担いただいている状況であり、永続性、持続性をどう高めるかが課題である。
- 当市でも、日本語教室は、申込が定員をすぐオーバーする状況である。日本語ができないので、自動車免許のない方がたくさんおり、歩ける範囲内でないと、そういうところにも行けない状況である。
- 様々な国の外国人が、ばらばらに点在して住んでいる状況であり、きめ細やかにといったところで、どこまでやればいいのか、非常に頭を悩ませている状況である。

- 国の根本的な問題としては、今般の法改正も含めて、労働力の確保ということで進めているものの、現場はこれを移民政策としてしっかりと軸をつくっていかないとならないところであり、現場の課題に全く対応できていないところである。
- 海外では、外国人が固まって住むことで、お互いに助け合い、また情報が届きやすいような、物理的工夫をする国が多い中で、とにかく外国人を受け入れていこうというのは、もう限界にきている。
- 各市町で対応できる範囲を超えているので、国レベルの対応もしっかり求めていかなければならない。県もしっかり情報集約していただき、国に求めるべき点、また県で対応していただくべき点について、スケールメリットも生かしながら、効率よい施策を進めていただきたい。
- 「入管法」の改正による外国人住民の増加に対して、私たちの備えは不十分である。国は対応を地方自治体に丸投げしているとの感覚を持っている。
- 市の多文化共生協会の外国人通訳によれば、夜中であろうと、何であろうと相談対応せざるを得ないとのことであり、相談窓口をより充実すべきである。日本人とは違って、なぜ外国人には相談窓口がないのかが、彼らの率直な疑問であり、問題提起である。
- 特に深刻な問題は、住宅である。確認したわけではないが、外国人だと分かるとお断りされることが日常的にあるようで、生活の基本が保障されていない。
- 役割分担自体が明確でない中で、我々に事実上押し付けられているという実態があり、国に対してしっかり提言すべきは提言していかないといけないと思う。県におかれても、日頃から情報を共有し、一緒に施策を考えていく場や仕組がいるのではないか。
- 公立甲賀病院では、ポルトガル語とスペイン語の医療通訳を配置しているが、中国語は、他に引き抜かれ、補充ができていない。医療通訳制度は、国のものはないが、民間資格としてはあるので、それを上手く活用していく必要があるのではないか。
- 幼児教育保育無償化の問題については、認可外施設は県の監督の中にあり、法律の枠組としては、この5年間で認可を取る努力をすることが約束になっている。法律制定時に、全国市長会では国に対してそんな約束を守らないだろうと伝えたが、国は頑張るということであり、県にも頑張っていたかかないといけない。
- 日本語教育については、「日本語教育推進法」という議員立法がこの6月に提出され、また文化庁でも日本語教育を推進するための予算等も設けているので、日本語教育の教室の空白地域に対しては、手厚く支援されると理解している。
- 移民かそれとも労働者か、というのは大きな課題である。政府は、生産性向上の駒を増やすために、外国人労働者が必要だという立場であるが、将来的なロボティクスへの転換や大きな経済変動の中で、彼らも雇用を失う場合もあるわけで、その際にしっかりと彼らの管理をしておかなければ、ヨーロッパのような移民問題が、日本でも現実になりかねない。
- 政府は表向き口には出さないが、やはり移民政策がこの国の方向性であって、自治体はそこに向かって進まざるを得ない状況である。国に対しては、蛇口を開けた以上、それを受ける容器もしっかりつくるべきだと厳しく言わなければならない。
- 「入管法」の改正により、外国人労働者が特定技能2号に移行すると、大量に家族が入国してくる可能性がある。3年、5年後にはそういった状況が顕出する可能性があるので、計画的に対応していく必要がある。

- 県と市で重層的な仕組を設け、正式に判断するところは正式に判断し、また連携するところは連携しながら、進めていただきたい。
- 企業に対する義務付けを県独自で考えられないか。例えば、企業が外国人を雇用したとき、企業側からも申請させ、これによりデータベースをつくると、何かあったときより対応しやすいのではないかと。個人情報保護の壁があるが、県とともにぜひ考えていけたらと思う。
- 当市では、幼稚園や小学校で、日本語のできない子どもたちを集め、集中的に日本語をマスターしてもらおうとしている。県にも教員加配で支援をお願いしたい。また、国際交流協会による困りごと相談や、日本国際協力センターによる外国人就労定着支援のための日本語教室を開催している。企業に対しても、雇用外国人の取扱いを確認するようしており、市と企業との連携をもう少し進めていく必要があると考えている。行政には、温かい目線で外国人を受け入れていくという、基本的な配慮が必要である。
- 日本語初期指導教室は、市域の広いところに1カ所では効果があまりないと思われる。国に対して財政支援を求める際には、各自治体の置かれる状況に応じて柔軟な対応が必要である。
- 国に対しては、当市に周辺市も対象とした相談窓口をつくってもいいと伝えたが、国の補助要項では、他市との共同設置は認めないとされたところ。出入国在留管理庁は、市町村の現場との接点がなく、スタート時にはどうしていいかわからなかったと思うので、少しずつ詰めていく必要がある。
- 特定技能1号の場合は、受入企業と支援機関で支援計画を立てなければならないが、特定技能2号になると、どの会社でも働けるようになる。その先をどうやって追い掛けていか、しっかりと国に対して、制度的枠組みを要求していく必要がある。
- 当市では、通訳はあくまでも通訳であり、対象者の生活に入り込むとつぶれてしまうので、相談対応は禁止している。

【知事発言概要】

- 多文化共生推進プラン（素案）における「日本人、外国人、すべての県民が地域社会の一員として対等な関係に立ち」という文言については、もう少し丁寧に議論を整理したい。
- 法令上の企業責任について、改正「入管法」では、特定技能外国人の受入機関となる企業は、入国前ガイダンスや、出入国時の送迎、住宅の確保等各種支援をしないといけないとされているが、登録支援機関に委託も可能とのルールになっている。また、今いる多くの外国人の医療や教育に、企業責任をどう求めるのかのルールもないので、国とも協議しながら、新たなルール付けや必要な負担の在り方を議論していく必要がある。
- しが外国人相談センターについては、今年度中に県内各地域での巡回相談会を予定しており、市町との間で必要なつなぎをさせていただきよう、今後より連携を深めていきたい。
- 外国人を受け入れている認可外保育施設への支援の在り方については、国への秋の政策要望の中で、入れ込もうとしており、国ともこのテーマでしっかりと共有していきたい。
- 国の中途半端な制度設計のため、労働者なのか、移民なのか、果たしてまた住民なのかという整理が十分できていないと私も思う。自治体としてできることからしっかりと取り組みながら、国に対しては、対応がそろそろできなくなっているという、現場の声をあげていく必要がある。
- 日本語教育の指導支援は、今年度も一定、対応していることもあるが、さらに手を打つ必要があると思う。

- 災害時には医療の専門用語が分かるスタッフをすぐに用意できないので、タブレットで対応することとしている。災害時におけるやさしい日本語も、報道機関や我々の発信も含めて、工夫と改善の余地があると思うので、併せて一緒に対応していきたい。
- しが外国人相談センターの拡充は必要性を感じており、さらにニーズを把握していきたい。
- 市町との連携は、大事な視点であり、多文化共生ワーキングを設け、実務者の方と県、市町が、色々なテーマごとに課題の共有を図っているところ。このワーキングをさらに充実または重層的にし、具体の取組へさらに対応できるようにしたい。
- 教員加配については、国に対して、配置の充実や、日本語の初期指導教室設置に向けた財政措置の拡充を訴えているところ。

テーマ（２）滋賀県多子世帯子育て応援事業について

【知事提案概要】

- 資料２－３において、左側の網掛けで令和元年９月３０日とまでと書かれている部分がこれまでの状況で、右側の令和元年１０月１日からと書かれている部分が、無償化を実施されたあとの姿である。
- 左右とも網掛け部分が無償化部分であり、今回課題となっているのは、黒枠で囲んでいる部分である。
- 年収約３６０万円から４７０万円まで、県と市町で拡大している人については、これまで、１号認定の子どもについては、保育料は無償であるが副食費は実費で負担を、２号認定の子どもについては、保育料に副食費が入っており、双方とも無償化していた。
- １０月の無償化以後、保育料については全体が無償化になったところ。副食費は、斜めの網掛けをしている部分、特に第３子以降の年収の高い層については、引き続き無償化を継続し、併せて年収３６０万円未満の世帯については、第１子、第２子にも無償化を拡大された。
- 上の表の１号認定の子どもについては、２号認定の子どもとのバランス上、副食費の無償化を拡大し、上と下が同じ形になるような取扱いとされ、無償化に伴い問題になったのが、この右側の表の黒枠で囲んだ部分である。
- 下の表の黒枠の部分については、８月２８日開催の市長会議において、また、町村会は８月下旬に個別訪問により御意見を伺い、副食費補助の制度を引き続き継続させていただいた。
- 本日の論点は、ポイントと書かれた部分であり、この世帯については、今までも副食費は負担いただいている。
- 現状どおりで良いというのであれば無償化の対象にする必要はないとも考えられるが、今回、国が１号認定の子どもと２号認定の子どもを同じ扱いをした考え方を踏襲すると、無償化の対象に拡大してもよいのではないかという考え方もある。
- 県としては、多子世帯の経済的負担の軽減を図り、希望する数の子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するとともに、国制度の考え方を踏襲し、１号認定の子どもまで制度拡充したいと考えているが、皆さんの御意見を伺って、来年４月からの実施に向けて、議会に諮ってまいりたい。
- 予算的には、資料２－４のとおり、１号認定の子どもまで制度を拡充すると、県と市町を合わせて年間約３、７００千円強の財源が必要と見込んでいる。
- 幼児教育・保育の無償化については、１０月１日からスタートしたところ。条例改正や認定手続き等に伴う事務量の増加、また、先月の公定価格における副食費単価の見直しなど、現場での混乱が生じたと聞いている。
- 各市町からは、無償化が自治体財政に影響を与えることがないように将来に亘る安定的かつ恒久的な財源の確保や、認可外保育施設の質の確保など、様々な要望をいただいております、県では、来月６日に、国へ提案・要望を行うこととしている。

【市町長発言概要】

- １０月１日から無償化のスタートにあたり、国が、公定価格における副食材料費について、物価スライドを勘案して、計上するという方針を現場レベルで進めようとしていたもので、全国市長会で撤回に追い込ませていただいたところ。

- 同じ所得階層の中で、副食費の負担が違うということでは、行政の公平性が保てないということもあろうかと思うので、知事の言われたとおりでいいと思う。ただ、県と市町が一緒になって取り組む際に、県がいつの間にか財政的理由で逃げるのではないかという不信感を持っているので、絶対に逃げないという保証付きでなければならない。
- 県の副食費の減免が1号認定の子どもまで拡大されることを強く要望する。さらに言えば、対象人数が極めて少ないので、全額を県で負担してもらえとなおよい。

【知事発言概要】

- 全額県で持つようにとの御意見があったが、今回の件は、県と市町で一緒にやりませんかということで申し上げたものである。ただ、御意見にもあったように、このテーマで県は逃げては駄目だと思うので、しっかりやることは私も約束したい。

(3) ライフライン保全のための推進体制の構築について

【高島市提案概要】

- 昨年の台風 21 号では倒木被害で長期の停電が発生したが、課題を具体的に整理できたことから、防災の観点から県全体でどのように対応していくべきか、提案させて頂く。
- 断線や電柱の倒壊により停電することがある。電柱には電線や通信回線が備えてあり、倒れた際には、電力や通信の事業者がその現場復旧に対応することになる。
- 昨年の台風 21 号の際には、電源を切らなければ危険が高いということで、道路を啓開する事業者が、電力会社からの連絡を待つ一方で、電力会社も、通信回線に触るわけにはいかないので、通信会社が来るまで現場で待機しているという状況があった。その際、私自身が県の土木事務所や電力会社などの関係機関との間で現場指示を行ったところであり、そうしないと現場が動かなかった。
- そういう課題を踏まえ、高島市では、県と電力会社、通信事業者、森林組合等との間で連絡会を設け、情報交換をしながら、万一の場合のネットワークを構築し、災害に備えているところ。
- 国では防災・減災、国土強靱化にかかる令和 2 年度までの 3 か年の緊急対策を立ち上げられており、全国の市町村長で組織する「地方を守る会」で、この緊急対策の拡充や継続の要望を出しているところ。
- 本年 5 月に、林野庁において森林整備保全事業計画が作成され、道路や電線の管理者、鉄道会社等と適切に連携を図りつつ、危険木の除去を含む間伐等の予防的な取組を推進するとされているところ。同様の取組は、県の国土強靱化地域計画でも位置付けられている。
- 施策として、重要なインフラの優先順位化、役割の明確化、体制・対策の評価と修正が必要であり、そのために平常時から広域的な連携による新たな政策形成が必要であろうと考えている。
- 具体的な提案内容としては、日頃から県全体で、県、市町村、通信関係事業者、場合によっては NPO や森林関係事業者等と、ライフライン保全会議のようなものを設置いただき、万一の場合に迅速な対応ができる仕組みを構築していただけたらどうかと思う。
- 特に山間部を抱える自治体で頭の痛いところであるが、倒木で停電、あるいは電柱や電線に影響を及ぼすような、リスクある樹木を事前に伐採して予防してどうか。全国的には、県、市町村、さらには例えば電気事業者が資金を出し合いながら、事業展開されているところもあり、令和 2 年度概算要求では、林野庁からも、同様の事業が示されている。
- 当市はこの話に乗ろうと考えているが、他に県内でも同じリスクを抱えている市町があると思うので、県全体で事業展開すると、県の国土強靱化地域計画にもマッチする取組となるのではないか。

【市町長発言概要】

- 平成 29、30 年の台風対応では、私が関西電力の支店長と電話で直接やりとりをしていたが、災害の規模が市や県の全域となると、関西電力としても対応できないだろう。市や県全域における関西電力との連絡や対応の体制構築は、非常に重要である。
- 個人責任との境目の問題である。しっかりと森林管理をしていれば土砂災害は起こらない可能性がある。
- 林業をどう保護していくかというところがあって初めて、山や木の手入れが進む。
- 住民の生命・身体を守るという観点から、国任せではなく、自治体が横の連携をしっかりと、

つまりは県がリーダーシップをとり、ネットワーク化を図ることは大変有効であろう。

- 基本的には悪いことではない。県が流域治水で、川の外へあふれる可能性を調べているように、山や木の付近において、そうした取組を行うことは可能性としてありうる。
- 平成 25 年の台風 18 号の際の経験を踏まえると、危機の際の連絡体制を構築し、その上で関係機関との連携を図ることが、まず必要である。次の段階では、今おっしゃるような危険箇所をいかにして活用していくか、防災部局や危機管理部局がいかに連携するかに尽きる。
- ライフラインは、住民の生活そのものであり、2 次的とか 3 次的な被災を広げる可能性もあるので、早期復旧を官民一体となってやっていかねばならない。また、単に一市町だけではなく、近隣市町や県内、近隣府県も関係している可能性があるので、平時からの連携が必要である。
- 関西電力が、この 4 月 1 日に和歌山県との間で災害時における停電復旧作業の連携等に関する協定を結んでおり、本県内でも、県や市町も含めて、こういう取組はできないか、検討する必要がある。
- 最近の災害は甚大化しており、1 つの町で収まることはないので、市町と県の指示系統、役割分担等をはじめとしたルールみたいなものを、県の主導でお願いしたい。
- 県の地域防災計画上の位置付けの中で不足しているのであれば、こういった取組も必要になるし、その中で取り組まれているのであれば、その中でしっかり読み込んでもらったらいいかんと思うので、県の方でその部分を整理いただいた方がいい。
- 資料 3-1 にあるとおり、県の国土強靱化地域計画に、その項目が記載されているが、具体的な体制が整っていない。
- 昨年の台風 21 号のときには、市内で最大 1 週間ほど停電の世帯があったが、関西電力から市役所に泊まり込みで来ていただき、市から優先順位を示しながら、連携して復旧に取り組んだ。本市の場合は、そういった事業者との連携ができてはいるが、県内各市町のどこで被害が起こるか分からないから、まずは県全体で連携体制を整えてはどうか。そのうえで、県全体の優先順位を付けていただく体制を整えておかなければ、県全体の復旧が遅れかねないのではないかな。
- 電力会社と資源エネルギー庁が、どういうクライテリアで、系統を整備するのか、まず整理し、大上段から進めないといけない。自治体レベルで進めていく話ではない。
- 当然今おっしゃったことを前提としているが、それでも停電が起こったら関西電力は本当に大変である。地域防災計画にも、関西電力が予防として実施すべき事項を盛りこんでいるはずである。我々が議論しなければいけないのは、現実に発災したときに、互いにリンクしているかどうかの確認のため、県が音頭をとって進めましょうということである、
- 関西電力が努力されているということは重々理解しているが、現場において再度、一定の基準でチェックされることは必要だと思う。
- 発災後の応急対策は、第一義的には市町村長が責任を持つので、それを知事が全県において、左右するのは反対である。その前段階で、予防的措置を議論・検討していくのは構わない。
- 先ほどの電力会社の責任についての指摘を十分にクリアしながら、協力体制を組めるように進めるとよい。
- 情報共有は大事であり、しっかりと連携ができる仕組みにさせていただくということ、また予防の方が安く済むから、この点をしっかりと組み込んでいくということである。
- 重要輸送道路等では、電線の地中化をしていくべきだという話があるが、滋賀県はなかなか進

んでいない。この話も一応含めて、御検討いただけないかと思う。

【知事発言概要】

- 和歌山県の事例は大変重要な取組だが、関西一円に関係することであるから、関西広域連合と関西電力との間で現在、どういう対応を結ぶことができるか、協議中である。
- 地域防災計画において電力の問題は、災害予防計画と災害応急対策計画のそれぞれに記載されているが、今般の事例を見ていると、さらに踏み込んだ対策等も必要ではないかと思うところであり、首長と電力会社、ガス会社、また通信会社等が一堂に会し、互いの事情等の共有を図る場、また顔の見える関係をつくる場として、高島市長から提案のあったライフライン保全会議の設置は必要ではないか。
- 当初は、土木事務所単位で保全会議を設置すべきと言おうと思っていたが、まずは全県で共通課題として設置することが重要と思うところであり、鋭意準備を進めたい。
- モデル的な事前伐採の御提案は、個人財産との関係で、難しい面もあるだろうが、国も制度をつくり、県も昨年来、同種のことで悩んだ経験があるので、前向きに、またモデル的に、事前伐採の仕組などをつくりながら、課題を改めて掴むきっかけにしていければいいと思う。
- 高島市長は、発災後の応急対策を知事が全県で左右するという意図で、ライフライン保全会議の提案をされたわけではないと理解している。事前対策を講じていくため、情報共有する場にさせていただきたい。発送電分離後の保全強化等を共有する場としても、この会議を役立てていければよい。
- 電線の地中化は、山の中で実施するのは大変であるので、地中化が適した地域で検討していくという議論を一緒にしていきたい。